

# 京田辺市行政改革実行計画

[ 京田辺市集中改革プラン ]

京都府京田辺市

平成 1 8 年 3 月

# 目 次

1 . 京田辺市行政改革実行計画について .....	1
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画期間	
(3) 推進体制	
(4) 進捗状況の公表	
2 . 実行計画が目指すもの .....	2
3 . 実行計画を進めていく上での重点事項 .....	3
(1) 簡素で応答性の高い市役所の組織づくり .....	3
(2) 定員管理の適正化 .....	5
(3) 事務事業の見直しと経常的物件費の削減 .....	6
(4) 市民参画・協働の推進 .....	8
(5) 民間委託等の推進 .....	8
(6) 補助金制度の見直し .....	10
(7) 受益者負担の見直し（サービスの公平性の確保） .....	10
(8) 職員の意識改革 .....	11
4 . 財政の健全化 .....	13
5 . 実行プログラム .....	15

# 1 . 京田辺市行政改革実行計画について

## (1) 計画策定の趣旨

この「京田辺市行政改革実行計画」は、京田辺市行政改革推進委員会からいただいた提言に基づき策定しました「新京田辺市行政改革大綱（第3次京田辺市行政改革大綱）」（平成17年12月策定）で示した改革への取り組みについて、その具体化を図り、実効性を確保するため、可能な限り実施時期や目標を示しながら、計画的かつ積極的に推進していくために策定したものです。

## (2) 計画期間

本計画の実施期間は、大綱に基づく取り組みを集中的に実施していく期間として、平成18年度から平成22年度までの5年間とします。（なお、項目によっては、先行的な取り組みとして既に取り組みを進めている事項もあることから、実行項目のプログラム表は、平成17年度から平成22年度の6年間を示してあります。）

## (3) 推進体制

この計画を総合的かつ組織的に推進していくために、市長を本部長とする「京田辺市行政改革推進本部」において、毎年度、その進捗状況や成果を把握しながら進行管理を行います。

また、この計画に定めのないものであっても、新京田辺市行政改革大綱の趣旨に則り必要性のある取り組みが生じたときは、必要な協議を行い実行するものとする。

## (4) 進捗状況の公表

この計画に基づく行政改革の進捗状況については、広報紙やホームページ等で公表するなど、その情報提供を行ってまいります。

## 2 . 実行計画が目指すもの

この実行計画は、「新京田辺市行政改革大綱」の理念を踏まえ、計画に掲げる取り組みを通じて、次の3つを目指してまいります。

### 市民参画の推進と市民に信頼される市役所づくり

市民参画や協働の仕組みづくりを進めるとともに、その基盤となる広報・広聴や情報提供を積極的に推進し、市民に信頼される透明性の高い、開かれた市役所づくりを進めます。

### 市民の視点に立ったサービスの質的向上

サービスの受け手である市民の視点と、常に改善意識を持ちながらサービスの質的向上を図るとともに、受益と負担の明確化など、公平・公正なサービス提供に努めます。

### スリムで柔軟かつ効果的・効率的な行財政運営

市民、民間、行政の役割分担を見直し、ニーズや時代の変化に的確に対応できる組織体制や事務事業の見直しなど、限られた行政資源の「選択と集中」を進め、効果的、効率的な行財政運営を行います。

### 3. 実行計画を進めていく上での重点事項

#### (1) 簡素で応答性の高い市役所の組織づくり

##### 基本的考え方

社会経済情勢や価値観の変化に伴い、市民が公共サービスに求めるニーズも複雑、多様化また高度化してきています。

そのような中、NPOやボランティアをはじめとする市民レベルでの活動が活性化してきており、これまで行政が主として提供してきた分野に、民間事業者も含めたこうした主体がサービスの提供側として活動領域を広げつつあります。

さらに、こうした市民活動の高まりに伴い、「市民と行政とが一体となって地域での課題を発見し、協働してその課題の解決に取り組む」という市民参画型の自治体運営が求められてきています。

こうした新たな状況における行政の役割を考えますとき、地域における公共的サービスの提供主体となりうる多様な主体(民間事業者、NPO、ボランティア、地域組織、大学、市民等々)を前提として、行政がその主体として対応する必要があるかどうかの見極めが重要となってきます。

そのことから、今後の行政組織を考えるに当たっては、「行政がその主体として真に取り組まなければならない課題に重点化された効率的な組織」へと再編していくことが必要となってきています。

##### 組織改革の視点

こうした基本的考え方を踏まえ、今求められている成果重視の経営という視点に立った行政運営を進めていくためには、「新京田辺市行政改革大綱」にありますように、トップマネジメント機能の強化や各部局がその目標と責任を明確にした効果的、効率的運営ができるような組織内分権と簡素で応答性の高い柔軟な組織づくりといった視点をもって改革を進めていく必要があります。

## 基本的な取り組み

### ・ 組織の整理統合

第3次京田辺市総合計画を着実に進めていくために、計画に示される政策体系を踏まえながら、細分化、縦割り組織の弊害を極力解消し、市民から見てもわかりやすく、弾力的な対応ができる仕組みとなるよう整理統合を進めます。

### ・ トップマネジメントの強化

トップのあり方が組織全体のあり方を規定するといわれます。そのためには、十分な判断材料をもとに、大局的な見地から、時代や市民のニーズに的確に対応した政策や施策をトップが打ち出すことができる組織でなければならないことから、このトップのリーダーシップを支える仕組みづくりとその強化を進めます。

### ・ 組織内分権の推進

市民のニーズを的確に捉え、それを施策へと反映し、事務事業としての具体化を図り、迅速に対応していくためには、より市民に身近な各部局が、これまで以上に権限と責任を持ってサービスを提供することが重要です。

このため、施策についての実行責任が各部局に明確に付与される(目標管理)ことを前提に、成果重視の行政運営の観点からも、実施決定の権限を各部局に移譲していく分権化を進めます。それとともに、部局間における経営資源の配分を全庁的な観点で行った上で、部局内配分権限を各部局に移譲することについてもあわせて進めます。

### ・ 市民参画・協働への対応

経済的な合理性よりも市民参画・協働といった政策上の目的合理性をより重視する業務について、その洗い出しを行いながら、市民参画の促進等とともに行政役割の重点化を進めます。また、市民参画促進・支援また連携・協働の推進の観点から、その体制の整備を図ります。

### ・ 危機管理体制の整備

危機事象の発生防止や発生した場合の被害の最小化を図るため、市として執るべき危機管理対策の全庁的な推進を図るための体制づくりを進めます。

## (2) 定員管理の適正化

### 本市の現状

#### ・ これまでの推移

本市では、平成9年の市制施行に伴う業務増への対応の後、柔軟な組織体制、職員の適正配置、民間委託等の推進をはじめとする取組により、必要最小限の職員体制を堅持してきました。

しかしながら、地方分権による事務委譲、社会福祉基礎構造改革による介護保険制度の実施や精神障害者福祉事業の拡充、北部地域の消防・救急体制の整備、中部住民センターの新設等により、一旦減少した職員数は、その後平成9年度当初数を超え、増加傾向にあります。

また、平成18年度から、いわゆる「団塊の世代」の退職が、毎年20人前後生じることが見込まれることから、将来の組織を支える職員構造のあり方を検討し、財政の健全化と行政サービスとの均衡を保った適正な定員の設定が必要になっています。

#### (職員数の推移)

(年度当初職員数( )内は公営企業分を含んだ数:人)

平成8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
594 (621)	589 (627)	592 (624)	584 (617)	571 (603)	572 (604)	591 (622)	601 (633)	609 (642)	611 (643)

### 基本的考え方

今後の行政の役割は、さらに重点化され、多様な公共サービスの担い手による「新しい公共空間」の形成に向けた調整機能が求められる一方、市民等に対する公権力の行使を伴わないような直接的な給付型サービスの供給などは、民営化、民間委託といったアウトソーシングや協働による実施などに転じていくことが想定されます。

定員管理にあたっては、こうした情勢の変化等を踏まえ、行政の役割の範囲、施策の内容やその手法を改めて見直しながら適正化に努めなければなりません。

抜本的な事務・事業の整理、簡素で合理的な組織と職員の適正配置を進めていくとともに、民間委託等のアウトソーシングや多様な雇用形態職員の活用、ITの活用や市民等との連携、協働等の取り組みにより、職員数の抑制に努めます。

また、いわゆる「団塊の世代」の職員の退職を迎えることから、将来の職員構造を見据えながらもスリムな行政となるよう、新規採用などの退職者補充については、極力抑制します。

なお、別途「定員適正化計画」を定め、その取り組みを進めてまいります。

## 目 標

平成17年4月1日現在の職員数611人を基準として、目標年次までに約10%を削減し、548人を目標とします。

### (3) 事務事業の見直しと経常的物件費の削減

#### 基本的考え方

バブル崩壊後、10年以上を経過する中で、経済の長期的低迷による税収の激減は、地方自治体の財政基盤に著しい打撃を与え続けています。本市においても、経済の低迷による市税等の歳入の伸び悩みと、歳出における扶助費、公債費等義務的経費の増加により、その財政状況は深刻の度合いを一層強めています。

こうした中、第3次京田辺市総合計画に示される各施策を着実に進めていくためには、限られた資源の選択と集中により、その成果を重視した効果的、効率的な事務事業の執行が重要となってきました。

さらには、経常的事業に伴う諸経費や内部的な管理経費などの経常的物件費についても、これまで以上に、職員の知恵と工夫により、徹底した合理化による効率性の確保を図り、その経費の縮減を行っていかねばなりません。

そのようなことから、現行の各事務事業において、行政が関与すべき範囲、その内容、費用対効果などの検証を通じて、不用又は不急の事務事業を廃止するなど、行政評価制度の活用を含め、常に見直しを行ってまいります。

また、必要なサービス等については、その水準を維持しつつ、事務事業の目的達成のために最小の経費で事務事業を実施できるよう、投入資源の最小化に努めます。

さらに、職員一人ひとりが、コスト意識を持ち、慣例化した事務の執行を見直すなど、最少



の経費で最大の効果が得られるよう創意工夫を図るとともに、環境負荷軽減の観点からもエコオフィス実践の一層の取り組みを進めます。

## 対応策

### ・ 賃金

職員数の縮減に伴う、サービス等の維持等のための手法の一つとして、アルバイトや臨時職員等の活用を行いますが、業務集中時期などいわゆる繁忙期におけるこれら臨時的職員の任用については、部・課内等における応援体制の確保をまず行うなどをし、任用人数や期間の縮減を図ります。

### ・ 旅費等

日当の見直しや出張人数、視察研修等の精査をし、その縮減を図ります。

### ・ 消耗品費などの需用費

内部配付資料のペーパーレス化（庁内LANによる共有化）、会議賄の節減、印刷物の簡素化（必要最小限のグレード、部数）、資料等のデジタル化、不用時の消灯の徹底、ノー残業デーの徹底などによる縮減を図ります。

### ・ 委託料

委託内容の細部にわたり必要性の点検を行います。例えば、施設管理における定期清掃や各種設備機器類における保守・保安等の回数、内容について、法令などに定めがあるものを除き、施設が最低限維持できる程度まで見直すなど、仕様項目ごとに精査を行い、その削減に努めます。各種計画策定、設計等のコンサルティング業務等についても、委託の必要性や委託業務内容を精査し、最小限の範囲にとどめます。

また施設管理については、指定管理者制度の活用を検討しますが、直営の場合であっても、複数施設の共通した業務について一括入札による委託の実施を進めます。

### ・ その他

公用車の一元管理による維持管理経費の削減のほか、電子メールの活用やコンピュータ等各種機器類のリース内容、期間の見直し、備品購入に当たってのグレードの見直しやグ

リーンプールの推進を図ります。

また、イベント等の諸行事については、統合、簡素化、民間事業者や市民、ボランティアなどとの協働を進め経費の節減を図るほか、出店団体からの費用徴収等についても積極的に検討します。

#### (4) 市民参画・協働の推進

##### 基本的考え方

自己決定・自己責任の自治体運営を進めていくためには、今後より一層の市民参画による市民主体のまちづくりが必要です。市民の英知を活かした協働のまちづくりを推進し、地域における諸課題を市民と行政との協働により解決していくことが重要であると考えます。

##### ルールづくりと仕組みづくり

市民参画・協働を進めていくためには、まず、市民と行政との責務を明確にし、市民が積極的に市政やまちづくりに参画できるよう、その基盤となるルールづくりと参画のための仕組みづくりが必要です。

そのことから、そのルールとなる条例等の制定に向けた幅広い議論を進めていくために、市役所の体制整備を図るとともに、そのための場づくりを進めます。

さらに、あわせて、パブリックコメントなど参画のための仕組みづくりについても整備を進めます。

また、積極的に広報、広聴を行い、市民が必要とする情報を個人情報保護に配慮しながら迅速かつ的確に情報提供できるよう、広報紙の充実や職員による出前講座の実施、ホームページの充実やメールマガジンの発行、市民ポータルサイトの立ち上げ支援などを進めます。

#### (5) 民間委託等の推進

##### 基本的考え方

民間委託等のいわゆるアウトソーシングにつきましては、行政の役割の重点化を図り、厳し

い財政状況の中においても効果的かつ効率的にサービスを提供していく有効な手法の一つです。

このことは、民間事業者に限らず、市民やNPO、ボランティア団体、地域組織などの新たな公共的サービスの担い手も含めた民間の活動領域が拡がりつつあることをその背景としており、民間委託等を進めていくことは、より豊かな公共空間を形成することであり、新たな都市経営における重要な要素でもあり、今後とも民間委託等を積極的に推進していきます。

ただし、その際には、委ねた先において提供されるサービス内容や水準等について、行政の責任において検証、評価する仕組み、いわゆるモニタリングの機能についても併せて検討をしていきます。

### 民間委託等を進めるにあたって

民間委託等については、今後とも積極的に推進していきますが、市民、NPO、民間事業者等と行政がそれぞれの役割を見直し、その特性を活かした協働関係を構築する観点から、サービス供給主体の適正や効率性、委託した場合のサービスの質の確保の方法等、外部委託を検討していくための市としての基本的な考え方を整理する必要があります。

そのことから、まず、民間委託等の推進に係る全庁的な調査、具体的取り組み方法に関する検討を進め、民間委託等に関する基本的考え方及び事務事業の見直し基準を示したガイドラインの策定を行います。

また、民間委託等に関するアクションプログラム（行動計画）を策定し、その取り組みを計画的に進めていきます。

### 進め方

- ・ 現行委託業務の検証と課題整理（先行見直し）      平成（17）18年度
- ・ 先行見直しによる実施      平成18年度
- ・ 民間委託等に関するガイドラインの策定      平成18年度
- ・ 民間委託等に関するアクションプログラムの策定      平成19年度

- ・ アクションプログラムに基づく推進 平成19年度～

## (6) 補助金制度の見直し

### 基本的考え方

補助金は、民間の個人や団体が行う一定の公益性のある活動などを支援するために公金を支出するものであり、住民自治という観点からも重要な施策として従来から位置付けされてきました。

その一方で、補助が長期化し、交付団体によっては補助金が固有財源化や既得権化していないか、また、対象となる事業や活動の目的、内容が社会経済情勢に合致せず、市民の福祉の向上や利益の増進効果が希薄となっていないかについて十分な検証が必要なものもあるのではという問題点も指摘されています。

そのことから、全ての補助金について、その検証と見直しを進めてまいります。

### 見直しに向けて

見直しに向けましては、全ての補助金について、検証を行い、根拠や基準が不明確なものなどについては、早急に整備を行うとともに、検証による課題を踏まえた本市における今後の補助金のあり方と抜本的見直しに向けたガイドラインを示した指針づくりを行い、分権時代に相応しい新たな補助の仕組みを構築します。

### 進め方

- ・ 現行補助金制度の検証と課題整理（先行見直し） 平成18年度
- ・ 補助金に関する基本的な指針と見直し基準の策定 平成18年度
- ・ 指針等に沿った抜本的見直し 平成19年度～

## (7) 受益者負担の見直し（サービスの公平性の確保）

### 基本的考え方

厳しい経済情勢の中、納税者意識と税金の使途への関心がこれまで以上に高まるとともに、少子高齢社会の到来に伴って、少数の若年層が多くの高齢者層を支えていかなければならない現実の中、受益と負担の関係に対する不公平感も出てきています。

このような中、これまで税等一般財源で賄ってきた行政サービス、また受益者負担を求めていたサービスについても、その公平性の確保の観点から、今一度、受益と負担のあり方を見直し、負担を求める場合の基準や額の設定根拠を明確にしていかなければなりません。

そのことから、今後の本市における受益者負担について、そのあり方を示すとともに、全てのサービスにおける使用料、手数料などについて見直しを進めます。

### 見直しに向けて

本市における使用料、手数料等の受益者負担については、第2次行政改革においてもいくつかの見直しが行われたものもありましたが、施行後見直しが全く行われていないもの、社会経済情勢の変化、市民ニーズの変化が進んでいるにもかかわらず、前回見直しから相当期間を経ているものなどが見受けられますことから、まずは、その総点検を行い、検証による課題を踏まえた本市における今後の受益者負担のあり方と見直し基準といったガイドラインづくりを行い、それに沿った見直しを進めます。但し、検証を行う中で基準等を踏まえずしても早急に是正の必要なものについては、先行的に見直しを進めます。

### 進め方

- ・ 現行各制度の検証と課題整理           平成18年度
- ・ 受益と負担の適正化に向けたガイドラインの策定           平成18年度
- ・ ガイドラインに沿った見直し           平成19年度～

## (8) 職員の意識改革

この計画に掲げる取り組みを進めていく上で、市役所職員の改革に対する意識変革は不可欠です。

改革は、市民だけでなく、当然、職員数の削減や給与等の見直しなど、職員自身にとっても痛みを伴うものであり、ともすれば、モチベーションを低下させることが目につくことも事実です。

しかしながら、改革をこうしたマイナスのイメージで捉えるのではなく、これを機と捉え、改革に対し意欲的に取り組み、汗をかいた者が報われるというような積極的なものへと転換していく必要があります。

ただ、意識改革を進めていくには、相当な時間とエネルギーが求められ、奇策や近道はなく、まずは、組織の行動原理を変えていくことが重要であり、チャレンジ精神を養う組織風土づくりとそのための人事制度をはじめとするトータルな仕組みづくりを進めてまいります。

#### 主な取り組み

- ・ 時代の変化に迅速かつ的確に対応できる職員の育成を目指した人材育成基本方針の策定
- ・ 職場内研修の徹底や時代が求める研修の重点化
- ・ 改善意欲、改革意欲の高揚に向けた全庁的なサービス向上運動の実施や職員提案制度の見直し
- ・ 人事評価制度の導入

## 4 . 財政の健全化

行政改革を進めていく上で、もう一つ重要な事項として「財政の健全化」があります。

本市においては、これまでの人口増加に伴い、市税収入が一定の伸びを示す中、都市基盤の整備や公共施設等の整備を積極的に進めてきました。

しかしながら、長期化する景気の低迷により、ここ数年、税収は伸び悩み、こうした基盤整備にあたっては、多額の地方債の発行（いわゆる借金）や各種積立金の取り崩しによりその財源を捻出しています。

新たな総合計画に示される各施策を着実に進めていくためには、経営という視点に立ち、歳入規模に見合った行財政運営ができるよう、成果を重視した「選択と集中」を行わなければなりません。特に、基幹財源である市税収入が人口増加の割には、その伸びが期待できず、地方交付税の縮減の動きなどを考慮しますと、財源確保の見通しは厳しく、歳出全般にわたる厳しい見直しを行い、収支の均衡、財政状況の改善を図っていかねばなりません。

このようなことから、市税等の収納率の向上による財源の確保や人件費の削減、既存事業の見直し、民間委託等の様々な手法の活用による事務事業の効率化や適正化、普通建設事業の抑制、受益者負担や補助金等の見直しなどを進め、その目標を明確にしながら財政の健全化を進めます。

なお、別途「財政健全化計画」を定め、実行計画の進捗とあわせ、総合的、計画的にその取り組みを進めてまいります。

### 健全化に向けた目標

今後の財政収支見直しによる平成22年度までの財源不足額約46億円の解消

- |   |   |                |
|---|---|----------------|
| ア | 積極的な財源確保<br>市税等の収納率の向上や未利用の市有財産の処分、使用料・手数料等の見直しなどによる財源の確保   | 目標効果額 637百万円   |
| イ | 職員数の削減等による人件費の削減<br>職員数の削減や給与等の見直しによる人件費の削減   | 目標効果額 1,474百万円 |
| ウ | 事務事業の見直しと経常的物件費等の削減<br>行政評価制度の活用による事務事業の見直し、内部事務経費の一律削減や公用車の一括管理、内部資料のペーパーレス化やデジタル化、施設管理業務の一括入札等の徹底した経常的物件費の削減等 | 目標効果額 754百万円   |
| エ | 補助金の見直しによる総額削減<br>全ての補助金の見直しによる総額削減   | 目標効果額 177百万円   |
| オ | その他<br>財政調整基金による補填  |                |

[ 財政収支見通し ]

( 単位 : 百万円 )

歳入		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
一般財源	市 税	8,530	8,627	8,661	8,581	8,622
	譲与税・交付金等	1,563	1,579	1,595	1,611	1,627
	地方交付税	2,610	2,590	2,571	2,552	2,534
	計	12,703	12,796	12,827	12,744	12,783
特定財源	国府支出金	2,805	2,749	2,725	2,725	2,725
	基金繰入金	242	220	210	210	210
	地 方 債	1,211	1,099	1,050	1,050	1,050
	そ の 他	1,339	1,339	1,339	1,339	1,339
	計	5,597	5,407	5,324	5,324	5,324
合 計		18,300	18,203	18,151	18,068	18,107

歳出		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
義務的経費	人 件 費	5,229	5,196	5,143	5,077	5,006
	扶 助 費	2,659	2,686	2,713	2,740	2,767
	公 債 費	2,691	2,615	2,615	2,663	2,662
	計	10,579	10,497	10,471	10,480	10,435
物 件 費		2,608	2,634	2,660	2,687	2,714
補 助 費 等		788	788	788	788	788
普通建設事業費		2,822	2,597	2,500	2,500	2,500
繰 出 金		2,111	2,132	2,153	2,175	2,197
そ の 他		400	403	406	409	412
合 計		19,308	19,051	18,978	19,039	19,046

差し引き(収支)	1,008	848	827	971	939
----------	-------	-----	-----	-----	-----

累積赤字	1,008	1,856	2,683	3,654	4,593
------	-------	-------	-------	-------	-------

( 試算条件 )

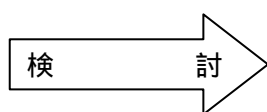
- ・歳入 「市税」は、現在の経済情勢やこれまでの決算状況からそれぞれの税目ごとに推計したものを合計。  
「譲与税・交付金等」は、対前年度比1%増。  
「地方交付税」は通常の地方交付税に臨時財政対策債を合算。  
「国庫支出金」「府支出金」は、現行制度のもとに経常的に交付される平均的額に普通建設事業の一定割合を加算(国20%府5%)。  
「基金繰入金」「地方債(市債)」は、普通建設事業の一定割合(各10%と50%)  
「その他」(分担金負担金、使用料手数料、財産収入、寄付金、諸収入等)は毎年度同額。
- ・歳出 「人件費」は、定期昇給率2%、職員数は一定(退職者分を新規採用で補充)と仮定。  
「扶助費」は、現行制度のもと、伸びを対前年度比1%増。  
「公債費」は、既発行債に新規発行分(利率2%)を加味。  
「物件費」「繰出金」「その他」は、対前年度比1%増。  
「補助費等」は、前年度同額。  
「普通建設事業費」は、毎年度2.5億円と仮定。(ただし、平成19年度までは、河原保育所建替分を含むため2.5億円を上回る。)



## 5 . 実行プログラム

ここで示します実行プログラムは、「新京田辺市行政改革大綱」で示した改革への取り組みに示す体系に基づき、具体的に取り組む内容について、実施時期、目標等を可能な限り示しながら「実行項目」として整理したものです。

【プログラムの実施時期については次により標記しています。】



実施の可否、または具体的実施内容等について検討する期間を示す。また実施のための準備期間を含む。



プログラムの内容を概ね達成する時期を示す。また、実施に向けた試行期間も含む。



取り組み内容が複数事項あり複数年かけて順次実施していくもの。



終期を定めず継続的に取り組むものを示す。



実施後、対象範囲等を徐々に拡大するものを示す。

## 行政改革実行計画 実行項目の全体像

行政改革大綱の取組項目		実行項目	ページ	
市民と行政とのパートナーシップの構築	市民参画促進、支援のための仕組みづくり	市民参画・協働のルールづくり	18	
		市民参画の推進	19	
		まちづくりを支える人づくり	20	
		ボランティア、NPO等行政と協働して取り組みを行っている市民・団体の活動支援	21	
		各種団体等の支援のあり方の見直し	22	
	広報・広聴機能の充実	広報機能の充実	23	
		広聴機能の充実	24	
	積極的な情報公開	公正で透明な市政の推進	25	
		情報提供の推進	26	
		個人情報保護	27	
		審議会、委員会等の情報公開、出資法人等の情報公開の推進	28	
	提供 より質の高い行政サービスの	窓口サービスの向上	利用しやすい窓口の整備・充実	29
			窓口サービスの機能向上	30
		電子自治体の推進	電子自治体の構築	31
地域情報化の推進			32	
サービスの公平性の確保、受益者負担の見直し		使用料・手数料等受益者負担の見直し	33	
		サービスの公平性の確保	34	
効率的な行財政運営	新たな都市経営の仕組みづくり	トップマネジメント機能の強化	トップマネジメント機能の強化とそれを支える仕組みづくり	35
		部局の自律経営	組織内分権の推進と意思決定・執行の迅速化	36
	簡素で応答性の高い柔軟な組織	簡素でわかりやすい組織	機能的で簡素な組織・機構の整備	37
			外郭団体等の支援のあり方の見直し	38
			審議会等の見直し	39
	民間委託の推進	民間委託等の推進	基本的な考え方の整理と民間委託等の推進	40
		公の施設の管理に係る民間委託の推進	公の施設の管理に係る民間委託の推進と指定管理者制度の活用	41
			施設の整理(統廃合)の検討	43
	財政の健全化	財政健全化計画の策定	財政健全化計画の策定	44
		歳出の抑制	歳出の削減、見直し	45

効率的な行財政運営	財政の健全化		特別会計の健全化	46
		自主財源の確保	収納率の向上	47
			市有財産の活用	48
			税源の確保	49
		財政状況の透明性の確保	財政状況の透明性の確保	50
		新たな予算システムの構築	新たな予算システムの構築	51
	事務・事業の効率化、適正化	行政評価の活用	行政評価制度の導入と活用	52
		事務・事業の整理、合理化	事務・事業の整理、合理化	53
		入札及び契約の適正化	入札及び契約の適正化	54
	補助金等の適正化	補助金等の見直し	補助金等の見直し	55
			新たな補助金制度の創設	56
	職員定数・給与等の適正化	定員管理の適正化	定員管理の適正化	57
		給料・諸手当等の適正化	給料・諸手当等の適正化	58
		適正な福利厚生制度	適正な福利厚生制度	59
	職員の能力向上と意識改革	総合的な人材育成	分権時代における目指すべき職員像の確立と新たな研修体系の構築	60
			新たな人事制度の構築	61
		職員の意識改革の推進	意識改革を進めるための風土づくり	62

行政改革実行計画

大綱項目	1	市民と行政とのパートナーシップの構築
	1	市民参画促進、支援のための仕組みづくり

実行項目	1	市民参画・協働のルールづくり
推進課	総務部 総務課	
概要	より一層の市民参画により、自治体の自己決定と自己責任に基づく市民主役のまちづくりを進めていくため、市民と行政のそれぞれの役割と責任を明確にしながら、市民参画及び協働を推進するための条例の制定などを含め、市民参加・参画促進のための基盤となるルールづくりを進めます。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
市民参画や協働など市民が主役のまちづくりを推進するためのルールについて市民・学識経験者を含む委員会の設置・運営		実施					
市内の社会貢献団体(区・自治会、ボランティア団体、NPO等)の調査(現状把握)と支援制度の検討・実施		検討	継続的实施				
市民参画や協働など市民が主役のまちづくりを推進するための条例等の制定		検討	実施				
市民参画や協働など市民が主役のまちづくりを推進するための計画の策定		検討	実施				
区・自治会制度、市政協力員制度の見直し		検討	実施				
同志社大学等との連携、協働の推進	継続的实施						

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民参画や協働を推進するための条例の制定と推進計画の策定</li> <li>社会貢献団体(区・自治会、ボランティア団体、NPO等)への支援制度の創設</li> <li>「まち」の特性を生かした大学等との更なる連携、協働の推進</li> </ul>
----	--

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民とのパートナーシップによるまちづくりを進めるうえで、市民参画や協働の仕組みに関する基本的なルール、方策が示されていない</li> <li>市政協力員の設置</li> <li>平成17年1月に同志社大学等と連携、協力に関する協定を締結</li> </ul>
----	--

課題	市民参画や協働など市民が主役のまちづくりを推進するためのルールや制度の体系化
----	--

行政改革実行計画

大綱項目	1	市民と行政とのパートナーシップの構築
	1	市民参画促進、支援のための仕組みづくり

実行項目	2	市民参画の推進
推進課	総務部 総務課・情報化推進室 市長公室 政策推進課・広報広聴課	
概要	市民ニーズを的確に把握するとともに、行政主導から市民が主役のまちづくりを推進するため、市民が行政活動に参画できる多様な仕組みづくりを進めます。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
市民参画・協働や活動の支援体制の強化		検討	継続的实施				
パブリックコメント制度の積極的な実施	検討	実施					
公募による審議会、委員会等における市民参画の推進		検討	順次実施				
市民提案の制度化		検討	実施				
協働事業(市民企画事業)提案制度の導入		検討	実施				
市民ポータルサイトの開設支援	検討	実施	拡充				
グラウンドワーク運動の推進		検討	実施				

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民提案の制度化などによる市民ニーズの的確な把握と施策へ反映する仕組みの構築</li> <li>市政への市民参画・協働のための多様な仕組みの構築</li> </ul>
----	--

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市政ご意見箱」や「アイデアポスト」による市民からのご意見、ご提案の受付</li> <li>各区・自治会での「市政を語る会」の実施、区・自治会組織への活動助成、市政協力員の設置</li> <li>パブリックコメント制度をはじめ市民参画・協働のための仕組みについては、個々の取り組みに留まり、市全体での制度化に至っていない</li> </ul>
----	--

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民ニーズを的確に把握し、それを施策に反映するための仕組みの確立</li> <li>市民が主役のまちづくりを推進するため、市民参画・協働ための仕組みの行政全般を通じた制度化</li> </ul>
----	--

行政改革実行計画

大綱項目	1	市民と行政とのパートナーシップの構築
	1	市民参画促進、支援のための仕組みづくり

実行項目	3	まちづくりを支える人づくり
推進課	総務部 総務課 教育部 社会教育課	
概要	市民主役のまちづくりを進めていくため、まちづくりを支える人材の育成と活用を進めます。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
市民のまちづくりへの参画を進めるための講座の開催		検討	実施				
まちづくりを支える「人材バンク」の充実・活用		検討	実施				

目標	・まちづくりを支える人材の育成と活用の推進
----	-----------------------

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりを支える人づくりについては取り組めていない</li> <li>・社会教育関連分野においては講師等についての「人材バンク」が設置されている</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が主役のまちづくりを推進するための人材の育成と活用の仕組みの構築</li> <li>・専門的知識や技術を持つ市民の発掘と活用</li> <li>・団塊の世代の人材活用に向けた仕組みの構築</li> </ul>

行政改革実行計画

大綱項目	1	市民と行政とのパートナーシップの構築
	1	市民参画促進、支援のための仕組みづくり

実行項目	4	ボランティア、NPO等行政と協働して取り組みを行っている市民・団体の活動支援
推進課	総務部 総務課	
概要	ボランティア団体、NPOといった市民活動団体や大学・企業など多様な主体の公益活動を促進させる仕組みの構築や市民等のコミュニティ活動を活性化していくような支援策を実施します。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
市民活動団体の支援							
	検討			→			
	順次実施						

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動団体や大学・企業等、多様な主体の支援制度の創設</li> <li>市民活動団体と行政、また、市民活動団体間を調整(コーディネート)する機関の整備</li> </ul>
----	--

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の公益活動の受け皿となるNPO等の市民活動団体が少ない</li> <li>ボランティア、NPO等のテーマ型市民活動団体との連携、協働に対する支援の取り組みが十分とはいえない</li> <li>ボランティア、NPO等に参加している市民はごく一部に限られている</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア団体、NPOといった市民活動団体や大学、企業等を含めた多様な主体の公益活動に対する支援制度の確立</li> <li>市民活動団体と行政、また、市民活動団体間を調整(コーディネート)する機能の確立</li> <li>市民等のコミュニティ活動の活性化するための支援策の確立</li> </ul>

行政改革実行計画

大綱項目	1	市民と行政とのパートナーシップの構築
	1	市民参画促進、支援のための仕組みづくり

実行項目	5	各種団体等の支援体制のあり方の見直し
推進課	各種団体等所管課	
概要	行政が事務局を所管する関係各種団体等について、行政の当該団体に対する支援の仕組みを確立するとともに、事務局体制の強化を図り事務局の移管等を進め、自主運営化を図ります。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
各種団体等の事務局機能の強化と自主運営化の推進			検討				
				順次実施			
類似する団体の整理統合及び広域化の推進			検討				
				順次実施			

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政の各種団体等に対する支援の仕組みの確立</li> <li>各種団体等事務局の移管及び自主運営化の推進</li> </ul>
----	--

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民と行政が協力してまちづくりを進めていくために各種団体等を設立</li> <li>各種団体等の事務局については、人的、財政的な問題点から行政が担当しているものが多い</li> </ul>
----	---

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体独自の人材、財源等の確保が困難</li> <li>団体を構成する市民等の自主運営意識の高揚</li> </ul>
----	---



行政改革実行計画

大綱項目	1	市民と行政とのパートナーシップの構築
	2	広報・広聴の充実

実行項目	1	広報機能の充実
推進課	市長公室 広報広聴課 総務部 財政課情報化推進室	
概要	市民が市政の方向性を知り、市政に対して意見を提案できるような問題提起型の広報紙づくりのほか、双方向性のある情報通信技術の活用など多様な手法を用いながら、それぞれの目的に沿った積極的かつ効果的な広報活動を実施します。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
広報紙の充実		検討	拡充				
ホームページの充実		検討					
各種広報媒体の特性を生かした情報提供の推進		検討					

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題提起型の政策広報の推進</li> <li>・積極的かつ効果的な広報手法の確立</li> <li>・ホームページの情報量の充実とタイムリーな情報発信</li> </ul>
----	--

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行事やイベントなどを中心としたお知らせ型広報紙を月2回発行し、市政協力員を通じて各戸配布</li> <li>・ホームページを開設</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お知らせ型広報紙から問題提起型の政策広報紙づくりによる市民と行政の情報の共有化</li> <li>・情報通信技術の活用など多様な手法を用いた広報活動の推進</li> <li>・全ての職員が広報マインドをもつための意識の醸成</li> <li>・各課のホームページの利活用の推進</li> </ul>

行政改革実行計画

大綱項目	1	市民と行政とのパートナーシップの構築
	2	広報・広聴の充実

実行項目	2	広聴機能の充実
推進課	市長公室 広報広聴課	
概要	市民ニーズのより一層の把握とそれを施策へ反映させる仕組みを整備します。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
アンケートによる市民意識調査の実施と施策への反映				検討			
モニター制度による市政に関する市民ニーズ、満足度の把握				検討	実施		
まちづくり出前講座の実施		検討	実施				
各種懇談会等の実施			検討	実施			

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民ニーズ、満足度の的確な把握と施策への反映</li> <li>市民との対話や市民提案による市民の市政への参画の推進</li> </ul>
----	--

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>区、自治会等の要望に基づく「市政を語る会」の開催</li> <li>「市政ご意見箱」、「アイデアポスト」の設置</li> </ul>
----	---

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>誰もが市政に対する意見や提案ができ、その市民の声を施策に反映させる仕組みの構築</li> <li>市民から寄せられた意見や提案の評価・分析の充実と反映のための広聴活動と広報活動の連携の強化</li> </ul>
----	--

行政改革実行計画

大綱項目	1	市民と行政とのパートナーシップの構築
	3	積極的な情報公開

実行項目	1	公正で透明な市政の推進
推進課	市長公室 政策推進課 監査委員事務局	
概要	市民とのパートナーシップを基本とした市政運営を進めるためには、市民との信頼関係の構築が不可欠であることから、行政情報の積極的な公開を進めるとともに、市民が求める情報をわかりやすく提供して、公正で透明な市政を推進し、市民と行政とのパートナーシップの基盤とします。 また、内部監査等の既存の監視・牽制機能の適正かつ公正な運用に努めます。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
行政情報の積極的な公開・提供による公正で透明な施政の推進		検討	継続的实施				
監査結果のホームページ掲載		検討	実施				
財務監査の充実		検討			実施		

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政情報の積極的な公開・提供</li> <li>内部監査の充実</li> </ul>
----	---

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報公開条例に基づく情報開示の実施</li> <li>財務監査の実施と公表</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報公開請求に基づかない行政側からの積極的な情報提供のための仕組みづくり</li> <li>内部監査など既存の監視・牽制機能の強化</li> </ul>

行政改革実行計画

大綱項目	1	市民と行政とのパートナーシップの構築
	3	積極的な情報公開

実行項目	2	情報提供の推進
推進課	総務部 総務課	
概要	市民が必要とする情報を個人情報保護に配慮しつつ、迅速かつ的確に提供していけるよう、多様な手法を活用しながら、より積極的な情報公開を進めます。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
情報公開制度の充実					検討	実施	
情報公開コーナーの整備					検討	実施	
積極的な情報の公開・公表の推進のための指針の策定					検討	実施	

目標	・情報公開条例の改正による制度の一層の充実
----	-----------------------

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開条例に基づく情報開示の実施</li> <li>・情報公開制度所管課窓口での情報開示</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開条例に基づく開示請求権や開示対象の拡大</li> <li>・市民から見てもわかりやすく、使いやすい情報公開制度の整備を行うための情報公開コーナー(行政資料コーナー)の開設</li> </ul>

行政改革実行計画

大綱項目	1	市民と行政とのパートナーシップの構築
	3	積極的な情報公開

実行項目	3	個人情報の保護
推進課	総務部 総務課・財政課情報化推進室	
概要	市が保有する個人情報の取り扱いについて、個人情報保護法の全面施行や市個人情報保護条例の改正内容を職員一人ひとりが理解し、市民の信託に応えるための知識の習得と意識改革・自己研鑽に努めます。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
個人情報保護事務の手引きの改訂	実施						
職員研修の実施		実施					
高度にネットワーク化した情報セキュリティの強化	継続的实施						

目標	・個人情報保護法及び個人情報保護条例に基づく適正な保護手法の確立
----	----------------------------------

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護法の全面施行</li> <li>・個人情報保護条例の制定・運用</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が取り扱う個人情報の適正な保護の推進(物理的、人的、技術的な手法の確立と定期的な評価・見直し)</li> <li>・市民への個人情報保護制度のわかりやすい説明</li> <li>・高度にネットワーク化した情報セキュリティの確保</li> </ul>

行政改革実行計画

大綱項目	1	市民と行政とのパートナーシップの構築
	3	情報公開の推進

実行項目	4	審議会、委員会等の情報公開、出資法人等の情報公開の推進
推進課	総務部 総務課	
概要	市が設置している各種審議会、委員会や市が出資している法人等の情報について、わかりやすく積極的に市民に提供することにより、公正で透明なより開かれた市政運営を推進します。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
審議会、委員会等の情報公開のための指針の策定		検討		実施			
審議会、委員会や出資法人等の情報公開の推進		検討					
							順次実施

目標	・情報公開の推進のための指針を策定し、市民への情報公開を積極的に行う
----	------------------------------------

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会、委員会の情報公開(会議の公開や議事録の公表など)の基準がない</li> <li>・各審議会、委員会の判断で情報を公開している 総合計画審議会、行政改革推進委員会、地域福祉計画策定委員会等で、会議の公開やホームページでの議事録の公表が行われている</li> <li>・市が出資する法人については情報公開条例で情報の開示が責務とされている</li> </ul>
課題	・審議会、委員会や出資法人等の情報公開推進のためのルールの整備

行政改革実行計画

大綱項目	2	より質の高い行政サービスの提供
	1	窓口サービスの向上

実行項目	1	利用しやすい窓口の整備・充実
推進課	市長公室 政策推進課 総務部 管財防災課 福祉部 市民課	
概要	丁寧で適切、また迅速な窓口サービスを実現していくため、サービスの受け手である市民の視点をもって改善努めるとともに、利用しやすい窓口の整備・充実を進めます。また、職員の意見やアイデアを活かし市役所全体でサービス向上運動に取り組みます。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
市民サービス向上のための庁内検討会の設置とサービス向上運動の実施		検討	継続的実施				
わかりやすい庁舎案内表示(点字対応)	実施						
窓口サービスの多様化		検討	実施				
窓口サービスコーナーの充実		検討	拡充				

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用しやすい窓口の整備</li> <li>・窓口サービスの充実</li> </ul>
----	--

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口を担当する課ごとに市民が利用しやすい窓口となるよう取り組んでいる</li> <li>・人口の増加や権限委譲による事務の増加に加え、社会福祉制度の見直しや法律改正により相談件数や窓口サービスの業務量が増大し、また窓口は混雑している</li> <li>・各部門において取り扱う窓口サービスの性質が異なっている</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口ニーズの多様化に関する市民ニーズの把握</li> <li>・複雑多様化する社会福祉制度等に的確に対応できる職員のスキルの上昇</li> <li>・各課の取り組み情報の共有化とマニュアル化</li> </ul>

行政改革実行計画

大綱項目	2	より質の高い行政サービスの提供
	1	窓口サービスの向上

実行項目	2	窓口サービスの機能向上
推進課	市長公室 政策推進課 総務部 総務課・財政課情報化推進室 福祉部 市民課	
概要	市民の視点に立った質の高いサービスの提供を行うため、昼休み時間の窓口業務実施等を進めます。そのため、業務のマニュアル化を進め、業務ノウハウの共有と標準化により、誰もが正確で質の高いサービスを提供できるように努めます。 また、全職員がスムーズに各業務の担当課等の案内ができる仕組みを整備し、窓口サービスの向上に努めます。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
昼休み窓口の拡大				検討		順次実施	
総合案内を行える仕組みの整備		検討	実施				
窓口業務のマニュアル化の推進						継続的実施	
インターネットを利用した公共施設予約システムの導入		検討		実施			
インターネットからダウンロードできる申請書、届出書等の拡充		検討				順次実施	
各種申請書、届出書等の手続きの簡略化		検討				順次実施	
料金等支払い方法の見直し				検討		順次実施	

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口業務の時間拡大(平日の昼休み 12:00～13:00)</li> <li>・より質の高いサービスの提供</li> </ul>
----	--

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民課のみが昼休み(平日 12:00～13:00)の窓口業務を実施し、市民生活の多様化に対応した申請や手続きが行える状況とはなっていない</li> <li>・各職員が知る範囲で市民を案内している</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が交代で窓口業務の時間拡大を行うための複雑な業務のマニュアル化</li> <li>・全職員が適正に案内業務を行うための仕組み構築</li> <li>・窓口業務の時間拡大の費用対効果の検証</li> </ul>



行政改革実行計画

大綱項目	2	より質の高い行政サービスの提供
	2	電子自治体の推進

実行項目	1	電子自治体の構築
推進課	総務部 財政課情報化推進室	
概要	市民の利便性の向上、行政の簡素化・効率化、透明性の向上を図っていくため、情報セキュリティの確保にも十分留意しながら、情報通信技術を活用した情報提供や各種申請・届出の受付など、電子市役所の推進による事務処理の高度化、行政内部の効率化を進めます。また、その推進にあたっては、京都府及び府内市町村が連携して推進する「市町村業務支援システムの共同導入」に積極的に参画し、コストの縮減を図るとともに、効率性・利便性の高いサービスを実現します。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
電子市役所の推進							

目標	・ 情報通信技術を活用した業務革新による行政の効率化、迅速化、質的向上
----	-------------------------------------

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員一人一台の情報端末の配置とグループウェアの導入による情報の共有</li> <li>・ 電子計算機や情報通信技術を活用した、事務処理の高度化、効率化を進めている</li> <li>・ 情報システムに関するシステム構築や管理委託は専門性が高く、適正価格を把握することが困難</li> <li>・ 各情報システムが付け足し状態で、複雑化している</li> <li>・ 業務担当ごとに個別にオペレーションしている</li> <li>・ 各課で個別にデジタル地図等を管理している</li> <li>・ 公共工事関係の電子納品の取り組みはしていない</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員のITスキルの向上</li> <li>・ 情報処理システムに要する経費の適正な評価</li> <li>・ 電子化による費用対効果の検証</li> </ul>

行政改革実行計画

大綱項目	2	より質の高い行政サービスの提供
	2	電子自治体の推進

実行項目	2	地域情報化の推進
推進課	総務部 財政課情報化推進室	
概要	<p>情報化社会が急速に進展する中、市民の利便性の向上を図っていくため、情報セキュリティの確保にも十分留意しながら、インターネットを利用した情報提供や各種申請、届出など、市民サービスの向上を進めます。その際、インターネットなどを利用できない市民や高齢者・障害者への支援も含め、全ての市民が電子化の成果を享受できる仕組みづくりを推進します。</p>	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
市民ポータルサイトの開設支援〔再掲〕		検討	実施		拡充		
情報バリアフリーの推進						継続的实施	
統合型GISの導入と活用			検討		実施		
インターネットを利用した公共施設予約システムの導入		検討		実施			
インターネットからダウンロードできる申請書、届出書等の拡充		検討				順次実施	

目標	・全ての市民が電子化の成果を享受できる電子自治体の構築
----	-----------------------------

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページを開設し、市民への情報提供を行っている</li> <li>・一部の申請書、届出書はインターネットからダウンロードできる</li> <li>・道路台帳はアナログ式で、修正等に多額の費用を要している</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・双方向などの情報通信技術の特性の利活用</li> <li>・インターネット等を利用できない市民や高齢者・障害者への支援</li> </ul>

行政改革実行計画

大綱項目	2	より質の高い行政サービスの提供
	3	サービスの公平性の確保、受益者負担の見直し

実行項目	1	使用料・手数料等受益者負担の見直し
推進課	総務部 財政課	
概要	行政サービスの公平性の確保の観点から、今一度、行政の役割、守備範囲を含め、事務事業の性格や市民ニーズ等を考慮しながら受益と負担のあり方を見直すとともに、その基準づくりや負担額の設定根拠等の明確化を図ります。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
受益と負担の適正化に向けたガイドラインの作成		検討	実施				
各種使用料・手数料等の見直し			検討				
使用料への消費税の転嫁			検討				
減免制度の見直し			検討				

目標	・受益者負担の適正化を図る観点から、各種使用料・手数料等の設定根拠等について統一化を図り、総合的な見直しを行い、受益と負担の適正化を進める
----	---

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料・手数料等については、各担当課で負担根拠の設定、見直しをしている</li> <li>・負担額の設定根拠や基準が不明確な使用料・手数料がある</li> <li>・減免制度の適用は、各担当課で独自に判断している</li> </ul>
----	---

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、公共施設の人件費や維持管理経費については、その殆どを一般財源で賄っている状況にあり、施設を利用しない市民との公平性を確保する必要がある</li> <li>・使用料・手数料等については、各担当課で必要に応じて見直しを行っているが、市役所全体での総合的な見直し作業は行われておらず、中には前回の見直しから相当年数が経過しているものもあり、社会情勢や行政需要が大きく変化する中、早期に見直しを図る必要がある</li> </ul>
----	--

行政改革実行計画

大綱項目	2	より質の高い行政サービスの提供
	3	サービスの公平性の確保、受益者負担の見直し

実行項目	2	サービスの公平性の確保
推進課	総務部 財政課	
概要	講習会の開催や事業の実施、公共施設の管理運営など市民サービスに要する経費については、その殆どを一般財源で賄っていることから、サービスを利用しない市民との公平性を確保するため、事務・事業の性格や市民ニーズに配慮しながら、受益者負担の見直しを進めます。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
受益者負担の新規徴収							
				検討			
				順次実施			
講座、研修会などの参加者負担金の見直し							
				検討			
				順次実施			
税・使用料滞納者に対する行政サービスの利用制限							
			検討	拡充			

目標	・受益と負担の適正化と公平性の確保
----	-------------------

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座や研修会の講師料等については、市が負担している</li> <li>・税や使用料の滞納者でも行政サービスの利用制限はあまり行われていない</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会経済情勢や市民ニーズの変化、事務・事業の性格に応じた適正な受益と負担の設定</li> <li>・税や使用料の滞納者の個人情報の取り扱い</li> </ul>

行政改革実行計画

大綱項目	3	効率的な行財政運営
	1	新たな都市経営の仕組みづくり
	1	トップマネジメント機能の強化

実行項目	1	トップマネジメント機能の強化とそれを支える仕組みづくり
推進課	市長公室 政策推進課	
概要	自己決定・自己責任の原則のもと、成果重視の「経営」という視点に立った行政経営を進めていくために、それぞれの施策の実現に向けた総合的な戦略や資源の配分等の基本的方向性について、トップが的確に判断し実施していく仕組みづくりと、それをサポートする政策形成機能や総合調整機能を重視した組織体制を整備します。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
都市経営方針の策定		検討		実施			
最高補助機関である特別職の体制、位置付けの見直しとマネジメント機能の強化	検討	実施					
庁議制度の見直し	検討	実施					
連絡調整会議等の見直し、機能強化	検討	実施					
総合的な政策形成機能や官房機能の強化に向けたプロジェクトチームや直轄組織の活用	検討	拡充					

目標	・トップマネジメント機能の強化
----	-----------------

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最高補助機関等として助役2人、収入役1人を設置</li> <li>・トップの意思決定を支える仕組みとして庁議を設置しているが、市長の意思決定を補完するための会議という点においては十分機能していない</li> <li>・連絡調整会議(部長会議、総務企画担当課長等会議)を設置しているが、政策形成過程に必要な横断的議論の場として機能していない</li> <li>・トップの方針が現場まで十分浸透しているとはいえない</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トップが的確な意思決定ができる仕組みづくり</li> <li>・トップのリーダーシップを組織全体に浸透させる方策</li> </ul>

行政改革実行計画

大綱項目	3	効率的な行財政運営
	1	新たな都市経営の仕組みづくり
	2	部局の自律経営

実行項目	1	組織内分権の推進と意思決定・執行の迅速化
推進課	市長公室 政策推進課	
概要	トップの方針やそれぞれの施策目的を踏まえながら、各部局における目標と責任の所在を明確にし、効果的で効率的な組織運営ができるよう分権化を進めます。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
部局別運営方針の策定		検討	実施				
部局におけるマネジメント機能の強化		検討	実施				
事務決裁規程の見直し		検討	実施				

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>部局のマネジメント機能の強化</li> <li>部局の自律運営(組織内分権)の推進</li> </ul>
----	---

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部局に総務企画担当課(係)を設置し、推進体制を整備</li> <li>平成18年度当初予算から「部局別枠配分予算」を導入</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務企画担当課(係)制度が十分機能していない</li> <li>各部局の使命・役割の明確化と目的達成のための施策の推進や課題解決に向けた組織づくり</li> </ul>

行政改革実行計画

大綱項目	3	効率的な行財政運営
	2	簡素で応答性の高い柔軟な組織
	1	簡素でわかりやすい組織

実行項目	1	機能的で簡素な組織・機構の整備
推進課	市長公室 政策推進課	
概要	<p>組織・機構については、第3次京田辺市総合計画の基本施策の体系を踏まえ、行政サービスの種類にも着眼しながら、市民から見てもわかりやすく、利用しやすいものとなるよう再編します。</p> <p>また、新たな行政課題や複雑・多様化する市民ニーズに迅速に対応できる簡素で応答性の高い柔軟な組織とするとともに、総合的・機能的な施策の推進を図るため、現行組織にとられない横断的な組織の活用を進めます。</p>	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
組織・機構の見直し							
グループ制の試行							
市長直轄組織の導入							
組織横断的・機能的な運用が可能なプロジェクトチーム等の活用の推進							

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民にわかりやすい、利用しやすい組織の確立</li> <li>・市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、職員が常に相互協力できる体制の整備</li> <li>・総合的、機能的な政策・施策の推進を図るための体制の整備</li> </ul>
----	--

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次京田辺市総合計画が平成18年度にスタートする</li> <li>・事務事業の高度化に伴い組織の細分化・専門化が進み、タテ型組織となり、新たな行政課題への弾力的な対応が難しい</li> <li>・行政サービスの種類に対応した、市民にわかりやすい組織体制となっていない面も見受けられる</li> <li>・直面する課題の解決や業務の執行を優先しすぎて、組織が硬直化し、新たな政策・施策の推進機能が十分でない</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次京田辺市総合計画を推進するための組織・機構の整備</li> <li>・政策形成機能や総合調整機能を重視した組織体制</li> <li>・市民にわかりやすい、利用しやすい組織への再編</li> <li>・職員総数の減少への対応</li> </ul>

行政改革実行計画

大綱項目	3	効率的な行財政運営
	2	簡素で応答性の高い柔軟な組織
	1	簡素でわかりやすい組織

実行項目	2	外郭団体等の支援のあり方の見直し
推進課	外郭団体所管課	
概要	行政との役割分担を明確にするとともに、社会経済情勢や市民ニーズの変化による本来的な業務のあり方を検討し、見直しを進めるとともに、経費の節減に努め、経営の健全化を促進します。 また、積極的な情報公開を進め、透明性の向上を図ります。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
外郭団体の市の関与、団体事務の見直し			検討				
				順次実施			
経営健全化の促進							
				順次実施			
積極的な情報公開による透明性の向上			検討				
				順次実施			

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>外郭団体等の自主運営に向けた体制の強化、経営の健全化</li> <li>外郭団体等の積極的な情報公開による透明性の確保</li> </ul>
----	---

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係団体等に対して市職員を派遣している</li> </ul>
----	---

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局機能の強化</li> <li>自主財源の確保と経営健全化</li> <li>団体の透明性の向上</li> </ul>
----	--



行政改革実行計画

大綱項目	3	効率的な行財政運営
	2	簡素で応答性の高い柔軟な組織
	1	簡素でわかりやすい組織

実行項目	3	審議会等の見直し
推進課	市長公室 政策推進課・職員課	
概要	<p>市民の意見を市政に反映させる有効な手段として設置してある各種審議会、委員会等について、所期の目的を達したものと類似の審議会等について積極的に統廃合等の見直しを進めます。</p> <p>また、委員の選任についても、女性委員の登用、兼任の縮減等選任方法の見直しも含め、広く人材を求めるとともに、積極的な情報公開を進め、透明な運営に努めます。</p>	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
審議会等の統廃合の推進		検討					
女性委員の登用の推進							
選任方法、委員数等の見直し		検討					

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議会等の適正な設置及び運営と透明性の向上</li> <li>・ 女性委員の登用 30%以上</li> </ul>
----	--

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あて職の委員が多く、複数の審議会等の委員を兼任している</li> <li>・ 女性委員の登用目標である 30%未達の審議会等が多い</li> </ul> <p>平成 17 年 3 月 31 日現在 法律・条例に定める審議会等への登用率 17.6% 行政委員会等への登用率 26.6%</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登用すべきあて職に女性がいない</li> <li>・ 広く人材を求めた場合の審議会等の専門性の確保</li> </ul>

行政改革実行計画

大綱項目	3	効率的な行財政運営
	3	民間委託の推進
	1	民間委託等の推進

実行項目	1	基本的な考え方の整理と民間委託等の推進
推進課	市長公室 政策推進課 総務部 総務課	
概要	<p>行政の役割の重点化を図り、市民サービスの向上やコストの削減など、効果的・効率的、また機動的な組織体制を構築するため、民間委託・民営化を積極的に推進します。そのために、まず、基本的な推進方針及び民間委託・民営化の判断基準や行政責任を担保するための基準等のガイドラインを策定します。</p> <p>また、規制緩和により拡大した民間サービスや市民、NPO、ボランティア団体等を新たな行政サービスの担い手として適切に活用するための仕組みづくりもあわせて進めます。</p>	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
民間委託等に関するガイドラインの策定		検討 → 実施					
民間委託等に関するアクションプログラム(行動計画)の策定			実施				
アクションプログラム(行動計画)に基づく民間委託等の推進			順次実施				
NPO、ボランティア団体等との協働の仕組みづくり		検討 → 実施					

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公民の役割と責任の明確化と市民とのパートナーシップによる行政運営の確立</li> <li>・ 民間委託等を推進し、行政の効率化、経費削減並びに多様な市民ニーズへの対応と市民サービスの向上を図る</li> </ul>
----	--

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政運営の効率化と市民サービスの向上の観点から、福祉や清掃、施設警備など一部の業務について社会福祉協議会やシルバー人材センター、都市緑化協会をはじめ民間事業者等に業務委託が進められてきたが、前例踏襲や手続きを重視しすぎ、民間委託等の活用が進んでいない</li> <li>・ 市民ニーズの多様化などにより新たな公共空間が発生しているが、全てを行政が担うには限界がある</li> <li>・ 公共サービスの提供が規制緩和等によりNPO、ボランティア団体をはじめ民間事業者など多様な主体により行うことができる</li> </ul>
----	---

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公民連携協働による「新しい行政サービス」の構築</li> <li>・ 行政責任の確保</li> <li>・ まちづくりへの市民の直接参加は少なく、公共サービスの提供主体となれるNPOやボランティア団体も非常に少ない、まず受け皿となる団体等の育成が必要</li> <li>・ 規制緩和、市場化テスト、構造改革特区など、国の改革政策の活用</li> </ul>
----	---

行政改革実行計画

大綱項目	3	効率的な行財政運営
	3	民間委託の推進
	2	公の施設の管理に係る民間委託の推進

実行項目	1	公の施設の管理に係る民間委託の推進と指定管理者制度の活用
推進課	市長公室 政策推進課	
概要	公の施設については、それぞれの施設の利用状況など現状の検証を踏まえ、その管理のあり方や有効に活用するための方策など、実情に即した最も適切な管理形態となるよう、指定管理者制度の導入も含め、全ての施設で再検討を行い、見直しを進めます。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
指定管理者制度導入のための指針の策定	実施						
全ての公の施設での指定管理者制度の導入検討とアクションプログラム(行動計画)の策定		検討	実施				
公の施設における維持管理業務の集約化と民間委託の推進		検討		順次実施			
公の施設の有効活用の推進				継続的实施			
社会福祉センターの指定管理者制度の導入		検討	実施				
老人福祉施設(老人福祉センター・三山木老人いこいの家)の指定管理者制度の導入			検討		実施		
田辺公園プールの指定管理者制度の導入		検討	実施				
新田辺駅東自転車駐車場の指定管理者制度の導入		検討	実施				
リサイクルプラザ棟の管理運営のNPO等への委託の推進			検討		実施		
中央公民館の指定管理者制度の導入			検討		実施		
住民センターの指定管理者制度の導入			検討		実施		
田辺中央体育館及び有料運動公園施設の指定管理者制度の導入				検討		実施	

目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公の施設の管理について、効率化の観点と公共性・公益性の確保に留意しつつ民間委託等を推進し、サービスの向上と事務の効率化、経費の削減を図る</li> </ul>
-----	--

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区公民館や近隣公園、福祉施設等を除く公の施設については、直営で管理運営している</li> <li>・ 施設の清掃や警備、機械設備の保守については、シルバー人材センターや民間事業者に委託している</li> <li>・ 公の施設の管理について、市がその事業主体として全ての施設を直営で管理運営していかなければならない必要性は失われてきている</li> <li>・ 公の施設の設置状況 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の区分</th> <th style="text-align: center;">施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レクリエーション・スポーツ施設(公民館・公園など)</td> <td style="text-align: center;">164</td> </tr> <tr> <td>産業基盤施設(観光関連施設)</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>基盤施設(自転車駐車場・墓地・環境衛生センターなど)</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td>文化施設(住民センター・図書館など)</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>医療・福祉施設(福祉センター・保育所・保健センターなど)</td> <td style="text-align: center;">18</td> </tr> <tr> <td>その他(学校・市営住宅など)</td> <td style="text-align: center;">32</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>・ 関係法令等 <ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治法第 244 条の 2 第 3 項 <p style="margin-left: 20px;">地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該地方公共団体が指定する者(指定管理者という。)に当該公の施設の管理を行わせることができる。</p> <p style="margin-left: 20px;">京田辺市公の施設の指定管理者の指定に関する手続等に関する条例</p> <p style="margin-left: 20px;">京田辺市指定管理者導入のための指針</p> </li> </ul> </li> </ul>	施設の区分	施設数	レクリエーション・スポーツ施設(公民館・公園など)	164	産業基盤施設(観光関連施設)	1	基盤施設(自転車駐車場・墓地・環境衛生センターなど)	7	文化施設(住民センター・図書館など)	4	医療・福祉施設(福祉センター・保育所・保健センターなど)	18	その他(学校・市営住宅など)	32
施設の区分	施設数														
レクリエーション・スポーツ施設(公民館・公園など)	164														
産業基盤施設(観光関連施設)	1														
基盤施設(自転車駐車場・墓地・環境衛生センターなど)	7														
文化施設(住民センター・図書館など)	4														
医療・福祉施設(福祉センター・保育所・保健センターなど)	18														
その他(学校・市営住宅など)	32														
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費を含めた管理運営に要する総経費の検証と民間委託経費との比較</li> <li>・ 社会情勢や市民ニーズに応じたより質の高い効率的なサービスの提供のための仕組みづくりと公益性の確保</li> <li>・ 公の施設の管理について、市民との協働を進めるための市民団体やNPOなどの育成</li> <li>・ 指定管理者制度の受け皿となる市民団体やNPO等を適切に活用するための仕組みづくり</li> </ul>														

行政改革実行計画

大綱項目	3	効率的な行財政運営
	3	民間委託の推進
	2	公の施設の管理に係る民間委託の推進

実行項目	2	施設の整理(統廃合)の検討
推進課	福祉部 社会福祉課	
概要	社会経済情勢や市民ニーズの変化により、行政が直接サービスの提供を行う必要がなくなった施設や他の施策により同様のサービスを市民に提供できるようになった施設については、統廃合を検討します。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
福祉センターの廃止		検討	実施				

目標	・施設の統廃合
----	---------

現状	・福祉センターは貸館機能のみとなっている
----	----------------------

課題	・利用者への周知、代替施設の案内
----	------------------

行政改革実行計画

大綱項目	3	効率的な行財政運営
	4	財政の健全化
	1	財政健全化計画の策定

実行項目	1	財政健全化計画の策定
推進課	総務部 財政課	
概要	時代の要請に即応する施策を着実に実施できる持続可能な財政構造を構築するため、今後の財政収支見通しを踏まえた財政の健全化を進めるうえでの指針となる財政健全化計画を策定します。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
財政健全化計画の策定	実施						

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>時代の要請に即応する施策を着実に実施できる持続可能な財政構造の構築</li> <li>平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間の財源不足の解消</li> <li>各種財政指標の目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>経常収支比率 90%未満</li> <li>起債制限比率 12%未満</li> </ul> </li> </ul>
----	--

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期化する景気の低迷による税収等の伸び悩み</li> <li>都市基盤整備や公共施設の積極的な整備にともなう多額の地方債(市債)の発行とそれに伴う公債費の増加 平成 16 年度末における地方債残高 223.8 億円(平成 12 年度末 162.5 億円)</li> <li>国、地方にわたる税財政システムの構造転換を図る三位一体改革の進行</li> <li>各種財政指標(平成 16 年度) <ul style="list-style-type: none"> <li>経常収支比率 94.6%(平成 12 年度 80.8%)</li> <li>起債制限比率 11.3%(平成 12 年度 9.5%)</li> </ul> </li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>歳出の削減自主財源の確保</li> </ul>

行政改革実行計画

大綱項目	3	効率的な行財政運営
	4	財政の健全化
	1	歳出の抑制

実行項目	2	歳出の削減、見直し
推進課	総務部 財政課	
概要	財政の健全化に向け、抜本的な歳出構造の変革を図るための聖域を設けることのない歳出全般にわたる抑制対策を推進します。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
徹底した経常的物件費の削減							
	継続的实施						
補助金の見直しによる総額削減							
	検討						
	順次实施						
職員定数、給与等の見直しによる人件費の削減							
	継続的实施						
公用車の一元管理・削減							
	検討	実施					
特別会計繰出金の抑制							
	検討						
	順次实施						
普通建設事業費の抑制と公債費の削減							
	継続的实施						

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務事業の見直しと経常的物件費等の削減 754 百万円</li> <li>・補助金の見直しによる総額削減 177 百万円</li> <li>・職員数の削減等による人件費の削減 1,474 百万円</li> </ul>
----	--

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車については各課が個別に管理しており、使用頻度の高い部署がある一方、利用の少ない部署もある</li> <li>・公共工事についてその実施方法等の効率化を図るため公共工事適正化会議等を設置しコストの削減に努めている</li> <li>・施設管理業務について、その積算根拠があいまいであったり、過去からの積算基準・根拠をそのまま踏襲しているものがある</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車の集中管理に向けたルールの整備と台数の削減による効率化の推進</li> <li>・施設管理業務の内容が適切であるか、またその金額が市場の実勢価格を反映したものであるかどうかを評価し、必要最小限の管理業務を適正な価格で行うといったコスト意識の確立</li> </ul>

行政改革実行計画

大綱項目	3	効率的な行財政運営
	4	財政の健全化
	1	歳出の抑制

実行項目	3	特別会計の健全化
推進課	総務部 財政課	
概要	特定の事業のための経費は特定の歳入をもって充てるという原則に基づき、歳入の確保と経費の見直しなど歳出の削減に努め計画的な経営改善を図るとともに、一般会計からの繰出金の縮減を図ります。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
特別会計繰出基準の見直し		検討	実施				
特別会計財政健全化計画の策定(見直し)		検討					
			順次実施				

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別会計の健全な経営</li> <li>特別会計繰出金の削減</li> </ul>
----	--

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別会計の設置状況 松井財産区特別会計、老人保健特別会計、国民健康保険特別会計、休日応急診療所特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計</li> <li>松井財産区特別会計を除き、一般会計から繰出金等を支出(平成16年度1,821百万円)</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律や内かん等の基準を超える特別会計繰出金の抑制</li> <li>適正な使用料など受益者負担の設定</li> </ul>



行政改革実行計画

大綱項目	3	効率的な行財政運営
	4	財政の健全化
	2	自主財源の確保

実行項目	1	収納率の向上
推進課	総務部 税務課	
概要	市税等の滞納について、市民への公平な負担という観点からも、可能な限りの手段、対策を講じ収納対策を強力に推進するとともに、市民の理解・協力を得て、市税等の収納率の向上に取り組み、自主財源の確保を図ります。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
収納率向上対策計画の策定	検討	実施					
徴収体制の強化と滞納整理の徹底	検討	継続的实施					
収納窓口の多様化と口座振替の推進		検討	継続的实施				

目標	<p>平成 22 年度目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市税収納率の向上 93% (平成 16 年度 90%)</li> <li>国民健康保険税収納率の向上 95.5% (平成 16 年度 94.4%)</li> <li>幼稚園保育料収納率の向上 99% (平成 16 年度 98.7%)</li> <li>保育所保育料滞納者数(現年度) 0 人 (平成 16 年度 40 人)</li> <li>介護保険料収納率の向上 99% (平成 16 年度 98.75%)</li> <li>市営住宅使用料収納率の向上 89% (平成 16 年度 85%)</li> </ul>
----	--

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>市税等収納率向上対策推進本部において実施計画を策定し、収納率向上の取り組みを行っている</li> <li>市税等収納率向上対策推進本部を中心に新規滞納者を出さないことを目標に現年度分を重点に早期の滞納整理を実施し一定の成果があがっている一方、滞納繰越分については年々増加している</li> <li>城南市町村税滞納整理組合において債権保全専門嘱託職員を雇用し、差し押さえの強化を図っている</li> <li>平成 16 年度末の未収金総額 1,387,905,079 円              主な内訳 市税 894,370,316 円、国民健康保険税 450,578,720 円、下水道使用料 9,250,773 円              市営住宅使用料 8,431,300 円、介護保険料 7,584,550 円</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>収納率の向上に向けた中長期的な計画の策定</li> <li>税だけでなく全ての未収金の収納率向上に向けた一体的な取り組みの推進</li> <li>滞納繰越分の収納率向上と城南市町村税滞納整理組合との連携強化(強制徴収の強化)</li> </ul>

行政改革実行計画

大綱項目	3	効率的な行財政運営
	4	財政の健全化
	2	自主財源の確保

実行項目	2	市有財産の活用
推進課	総務部 管財防災課	
概要	将来において行政目的をもつ見込みのない未利用の市有地等公有財産について、売却・貸付等を含めた適正管理と有効活用を進めます。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
市有財産の精査と活用方針の策定		検討		実施			
未利用の普通財産の処分		検討		順次実施			
普通財産貸付基準(無償・減免など)の見直し	検討	実施					

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>市有財産の有効活用の推進</li> <li>未利用市有財産の処分の推進</li> </ul>
----	---

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>市有財産の管理が十分でなく、点検・整合を図る必要がある</li> <li>未利用市有財産には、道路や公共施設用地を確保したものの、社会経済情勢の変化により未利用となっているもの、また、事業の残地として保有しているものがある</li> <li>未利用市有地についても管理経費がかかっており、売却・貸付等の処分を行う必要がある</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政財産と普通財産の整理</li> <li>処分等する場合は、当初の目的を見直すとともに、市民等の理解を得る必要がある</li> </ul>

行政改革実行計画

大綱項目	3	効率的な行財政運営
	4	財政の健全化
	2	自主財源の確保

実行項目	3	税源の確保
推進課	総務部 財政課 経済環境部 産業立地室	
概要	自主財源の確保に向け、市税など従来型の財源の確保に併せて、本市の立地条件を生かした企業誘致や土地利用の促進など、戦略的な税源の確保を図ります。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
企業誘致の推進		継続的实施					
新たなビジネスモデルの育成		継続的实施					
新たな財源の確保		検討				継続的实施	

目標	・企業立地、産業振興、土地利用の促進による税源の確保
----	----------------------------

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、地方の税財政制度を見直す三位一体改革を通して地方交付税が見直され、国庫補助金の一般財源化等が進むなど、地方自治体の財政構造が変化と自主・自立の財政運営が求められている</li> <li>・広域交通網の発達により企業立地の需要が高まっている</li> <li>・平成 18 年度に同志社大学京田辺キャンパスに連携型起業家育成施設が整備されることとなり、当該施設を核とした市内企業の産学連携を促進する必要がある</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間主体の事業手法による企業立地の促進については、事業化の見通しが不確定である</li> <li>・市内企業と大学との連携の可能性の調査・把握と環境の整備</li> <li>・優遇税制等の企業誘致に必要なツールの整備</li> </ul>

行政改革実行計画

大綱項目	3	効率的な行財政運営
	4	財政の健全化
	3	財政状況の透明性の確保

実行項目	1	財政状況の透明性の確保
推進課	総務部 財政課	
概要	財政状況の変化や実施計画とも連動した新たな財政見通しを策定するとともに、財政の透明性の向上を図るため、ホームページや広報紙など市民にわかりやすい手法による財政状況の公表を進めます。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
中長期的な財政見通しの策定	検討	実施					
財政状況の公表	検討	拡充					

目標	・ 財政状況の透明性の向上と市民への説明責任の確保
----	---------------------------

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 17 年 5 月に今後 10 年間の財政収支見通しを策定し、公表</li> <li>・ 平成 17 年 10 月に財政課ホームページを開設し、予算・決算状況等を公表している</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施計画と連動した財政計画の策定と長期的な展望に立った財政運営</li> <li>・ 市民にわかりやすい公表の手法の確立</li> </ul>

行政改革実行計画

大綱項目	3	効率的な行財政運営
	4	財政の健全化
	4	新たな予算システムの構築

実行項目	1	新たな予算システムの構築
推進課	市長公室 政策推進課 総務部 財政課	
概要	新たな時代に対応した成果重視の計画的・重点的な予算配分ができる新たな予算システムを導入します。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
部局別枠配分予算の導入		実施					
予算・総合計画実施計画・行政評価の連動					検討	実施	

目標	・市民ニーズを反映した、成果重視の新たな予算編成手法の確立
----	-------------------------------

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算・計画・評価が連動していないため、計画的な財政運営がしにくい状況にある</li> <li>・平成17年度にバランスシート、行政コスト計算書を作成した</li> </ul>
課題	・予算・計画・評価を連動させるための仕組みづくり

行政改革実行計画

大綱項目	3	効率的な行財政運営
	5	事務・事業の効率化、適正化
	1	行政評価の活用

実行項目	1	行政評価制度の導入と活用
推進課	市長公室 政策推進課	
概要	「成果」重視型の行政運営へと見直し、事業の選択と集中を行うことが必要であることから、行政評価制度を導入し、徹底した事務事業の検証を行います。また、評価結果については公表し、市民に対する説明責任を果たします。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
行政評価制度の導入と活用	検討	実施			拡充		

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政評価の仕組みの確立(P D C Aサイクルの確立)</li> <li>市民への事業目的、成果についての説明責任の確保</li> </ul>
----	--

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務事業の実施において、成果を重視したシステムが確立されていない</li> <li>厳しい財政状況の中で、集中と選択による効率的な行財政運営が求められている</li> <li>平成 17 年 4 月に行政評価導入基本方針を策定</li> <li>平成 17 年度は事務事業評価の本格実施に向けたモデル事業評価を実施</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価の仕組みづくりと活用手法の確立</li> <li>内部評価における客観性の確保</li> </ul>

行政改革実行計画

大綱項目	3	効率的な行財政運営
	5	事務・事業の効率化、適正化
	2	事務・事業の整理、合理化

実行項目	1	事務・事業の整理、合理化
推進課	市長公室 政策推進課	
概要	限られた資源を効率的に運用・配分して最大の効果をあげるため、事業の重点化、事務の共同化などにより事務・事業の整理、合理化を進めます。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
事務・事業の再編、整理		検討	→				
				順次実施			
事務・事業の共同処理、広域化		検討	→				
				順次実施			

目標	・事務・事業の評価に基づく再編、整理(廃止)の推進による効率化、適正化
----	-------------------------------------

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1次及び第2次行政改革において、事務・事業の一定の整理等を行ってきたが、時代の潮流に対応した更なる再編整理が必要となっている</li> <li>・組織の細分化・専門化による弊害として、事務・事業の再編、整理は進んでいない</li> <li>・前例踏襲型で、不用、不急なものの精査・検討や事業効果の検証が行われていない</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務・事業の総点検のためのチェック体制の確立</li> <li>・市町村合併の動向</li> </ul>

行政改革実行計画

大綱項目	3	効率的な行財政運営
	5	事務・事業の効率化、適正化
	3	入札及び契約の適正化

実行項目	1	入札及び契約の適正化
推進課	総務部 管財防災課 建設部 監理課	
概要	入札・契約事務手続きについて簡素化、効率化を図るとともに、制度の公平・公正性を高めるための入札・契約の方式を構築します。また、制度の透明性を高めるため、ホームページ等を活用した情報公開を推進します。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
電子入札システムの導入		検討		実施			
入札方法の多様化		検討	実施				
入札・契約事務担当者会議の設置		検討	実施				
共通入札の検討・実施				検討		実施	
透明性の向上と情報公開の推進		検討	拡充				

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡素で効率的な入札・契約制度の確立</li> <li>・入札・契約制度の透明性の向上と適正な入札の確保</li> </ul>
----	--

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品、建設工事等の事業担当課がそれぞれ独自に入札・契約事務を行っている</li> <li>・入札・契約事務は従来の方式で実施されており、電子化されていない</li> <li>・建設事業等の発注見通し及び平均落札率等をホームページで公表している</li> <li>・入札・契約制度の適正化、入札事務の透明性の確保、公正な競争の実施、談合等の不正の排除を目的に、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が平成 13 年に施行された</li> <li>・平成 17 年度(上半期)の入札等平均落札率（落札率は落札価格を予定価格で除したもの） <ul style="list-style-type: none"> <li>建設事業 88.7%</li> <li>水道事業 87.7%</li> </ul> </li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小の入札参加業者の電子入札への対応</li> <li>・市民への説明責任の確保</li> </ul>



行政改革実行計画

大綱項目	3	効率的な行財政運営
	6	補助金等の適正化

実行項目	1	補助金等の見直し
推進課	総務部 財政課	
概要	<p>補助金等の適正化に向け、協働の視点、補完性の原理の視点を踏まえ、分権時代にふさわしい補助金等のあり方について見直しを行うとともに、明確な交付基準の整備を進めるための指針を策定します。その上で、全ての補助金等について、新たな視点での見直しを行い、統廃合など再整理・再構築を進めます。</p> <p>また、補助金等の用途や会計処理が適正に行われているかを客観的に検証するための仕組みもあわせて構築します。</p>	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
補助金等に関する基本的な指針と見直し基準の策定	検討	実施					
補助金等の見直しの推進		検討					
			順次実施				

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な補助金等の交付</li> <li>今後5年間の補助金等の見直しによる総額削減 177百万円</li> </ul>
----	--

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会情勢や市民ニーズが変化する中で、補助目的や今日的意義が希薄化したり、また、補助期間の長期化で既得権化や固定財源化しているものが見受けられる</li> <li>補助金等の交付基準が明確でないもの、統一性・整合性がとられていないものが見受けられる</li> <li>平成17年度における補助金予算額 5.7億円</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金等に関する基本的な方針や基準の確立</li> <li>補助金等の透明性の確保と市民への説明責任の確保</li> </ul>

行政改革実行計画

大綱項目	3	効率的な行財政運営
	6	補助金等の適正化

実行項目	2	新たな補助金制度の創設
推進課	総務部 総務課・財政課 経済環境部 産業立地室	
概要	補助金は市民や団体が行う一定の公益性のある活動などを支援するために支出するものであり、市民が主役のまちづくりの一層の推進を図るため、社会情勢や市民ニーズの変化、また、市民との連携・協働のまちづくりに対応した新たな補助金制度を導入します。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
公募型補助金制度の創設							
		検討			実施		
企業誘致及び新産業創出に関する補助金制度の創設							
		検討			順次実施		

目標	・補助金を一層効果的に交付できるよう新たな補助金制度を創設する
----	---------------------------------

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施策の充実など一部で新たな補助金を交付しているものの、財政状況が厳しい中で従来どおりの補助金を交付しており、補助目的や今日的意義が希薄化した既存の補助金を廃止し、市民との協働、補完性の原理の視点を踏まえた新たな補助金制度の創設が求められている</li> <li>・本格的な分権時代の到来を受け、自主財源の確保に向けた税源の涵養に繋がる補助金の必要性が増している</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな補助金制度の創設のための財源の確保(既存補助金のスクラップ・アンド・ビルドの推進)</li> <li>・公募型補助金制度の仕組みの構築</li> </ul>

行政改革実行計画

大綱項目	3	効率的な行財政運営
	7	職員定数・給与等の適正化
	1	定員管理の適正化

実行項目	1	定員管理の適正化
推進課	市長公室 職員課	
概要	<p>将来の組織を支える職員構造について、行政の役割の範囲、施策の内容やその手法を改めて見直しながら、そのあり方を検討するとともに、適正な職員数を計画的に配置できるよう、定員適正化計画を策定します。</p>	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
定員適正化計画の策定		検討	実施				
定員管理等の状況の公表							継続的实施

目標	・今後5年間の職員数の削減 63人(約10%)
----	-------------------------

現状	・職員数の推移 (公営企業分を除く) (単位:人)						
	年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	職員数	571	572	591	601	609	611
課題	・人口増や地方分権の推進による業務増への対応						

行政改革実行計画

大綱項目	3	効率的な行財政運営
	7	職員定数・給与等の適正化
	2	給料・諸手当等の適正化

実行項目	1	給料・諸手当等の適正化
推進課	市長公室 職員課	
概要	給与等について、職員の能力、職責、業績が適切に反映されるものとなるよう給料表の構造や昇給制度の見直しを行うほか、諸手当等についても総合的な点検と見直しを行うとともに、特に特殊勤務手当については業務の特殊性や必要性等を再検討し、勤務実績を踏まえた支給となるよう見直します。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
給料表の適正な運用と水準の適正化	検討	実施					
給与等の状況の公表	検討	継続的实施					
諸手当の適正化	検討	順次实施					
旅費の見直し	検討	实施					

目標	・今後5年間の人件費の縮減 1,474百万円
----	------------------------

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料については、人事院勧告制度を尊重した職務職階による体系となっている</li> <li>諸手当のうち、特殊勤務手当については、危険、不快に合致していないものや月額支給のものがある</li> <li>人件費の推移 (単位：千円)</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成12年度</th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額</td> <td>5,338,170</td> <td>5,331,873</td> <td>5,295,793</td> <td>5,227,888</td> <td>5,298,992</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	金額	5,338,170	5,331,873	5,295,793	5,227,888	5,298,992
年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度								
金額	5,338,170	5,331,873	5,295,793	5,227,888	5,298,992								
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の能力、職責、業績を反映する仕組みづくり</li> <li>勤務実績や職務の特殊性に応じた諸手当の制度化</li> </ul>												

行政改革実行計画

大綱項目	3	効率的な行財政運営
	7	職員定数・給与等の適正化
	3	適正な福利厚生制度

実行項目	1	適正な福利厚生制度
推進課	市長公室 職員課	
概要	福利厚生制度については、実施状況を明らかにしながら、常に時代に適応し、市民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しをします。 また、職場環境や労働環境について適正化を進めます。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
職員みどり会(職員互助会)の見直し	実施						
京都市町村職員厚生会の見直し	順次実施						
福利厚生事業の実施状況の公表	検討	継続的实施					
職場環境の適正化		検討		実施			
過重労働対策指針の策定		拡充	実施				

目標	・適正な福利厚生事業の実施
----	---------------

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度に職員みどり会(職員互助会)の事業内容について見直しを行った</li> <li>京都市町村職員厚生会については、平成18年度から負担割合が1対1とすることが決定された</li> </ul>
----	---

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な水準の福利厚生制度と市民への説明責任の確保</li> <li>適正な職場環境・労働環境の確保</li> </ul>
----	---

## 行政改革実行計画

大綱項目	3	効率的な行財政運営
	8	職員の能力向上と意識改革
	1	総合的な人材育成

実行項目	1	分権時代における目指すべき職員像の確立と新たな研修体系の構築
推進課	市長公室 職員課	
概 要	<p>真に市民本位の行政を実現するためには、職員一人ひとりの意識・行動自体を大きく改革することが不可欠であることから、そのための人材育成を支える組織や人事、給与、研修など各制度を総合的に研究するとともに、職務や職種の特性等を踏まえた計画的な研修や能力開発のあり方など、職員の能力向上に向けた人材育成の考え方や基準についての人材育成基本方針を策定します。</p>	

プログラム	実施年度						備 考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
人材育成基本計画の策定		検討	実施				
新たな研修基本方針の策定と体系の構築		検討	実施				

目 標	・時代の変化に迅速かつ的確に対応できる職員の育成
現 状	・研修の基本方針が策定されているが、職員研修規程が策定されていない
課 題	・総合的・体系的な人材育成に関する基本方針の策定が必要である

行政改革実行計画

大綱項目	3	効率的な行財政運営
	8	職員の能力向上と意識改革
	1	総合的な人材育成

実行項目	2	新たな人事制度の構築
推進課	市長公室 職員課	
概要	職員の能力が一層発揮できるよう、成果・能力主義に基づく人事制度を確立します。さらに、職務に積極的に取り組み成果をあげている職員の能力を適正に評価する仕組みづくりを進めます。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
人事評価制度の導入		検討		実施		拡充	
ジョブローテーションの確立		検討	実施				
複線型人事制度の導入			検討		実施		
庁内公募制度の導入			検討	実施			
昇任・降任制度の見直し		検討	実施				

目標	・ 職員の能力や勤務実績について公正で客観的な評価を行い、より能力や実績を重視した人事制度の確立
----	--

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年功的要素の強い公務員の人事制度について、能力や実績を重視した新たな人事管理の総合的な仕組みづくりが求められている</li> <li>・ 自己申告制度を実施している</li> </ul>
----	--

課題	・ 評価の公正・公平性の確保とその仕組みの構築
----	-------------------------

行政改革実行計画

大綱項目	3	効率的な行財政運営
	8	職員の能力向上と意識改革
	2	職員の意識改革の推進

実行項目	1	意識改革を進めるための風土づくり
推進課	市長公室 職員課	
概要	職員の意識改革を進めるため、職員の士気が向上する職場風土づくりとそれを支える新たな制度や環境の整備を進めます。	

プログラム	実施年度						備考
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
職員提案制度の実施(見直し)		検討	実施				
職員の意識改革の推進	検討	順次実施					
サービス向上運動の実施		検討	継続的实施				

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員がやる気とやりがいをもって職務に精励でき、職員の意欲・能力が市民のために最大限生かされる環境づくり</li> <li>・事務改善・アイデア提案件数 23 件以上</li> </ul>
----	---

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員提案制度については、毎年 0 件から 20 数件とばらつきがある</li> <li>・平成 17 年度から行政評価制度(平成 17 年度は事務事業評価のモデル事業を実施)を導入し、仕事の P D C A サイクルの確立と職員の意識改革と取り組んでいる</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員提案の適正かつ客観的な審査の仕組みの構築</li> <li>・職員の意識改革の推進と職員の士気が向上する職場風土づくり</li> </ul>